

令和3年8月16日

学 生 各 位

学生支援課奨学支援係

**台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨に係る  
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する日本学生支援機構  
給付奨学金(家計急変)・緊急(無利子)・応急(有利子)採用について**

下記に該当する者で申し込みを希望する者は、学生支援課奨学支援係(6番窓口)まで来てください。

記

【 対 象 地 域 】

青森県:むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村

※ 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った場合についても、適用地域に準じて取り扱います。

※ 被災(罹災)証明書の提出が必要となります。

【 対 象 者 】

上記地域で罹災し、直接的な被害(自宅被害等)を被った世帯の学生  
主たる家計支持者が同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生